

料理人技術力向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内料理人の技術力向上に資する取組を支援することで本県における上質な食体験の提供を担う人材を育成し、高価格帯飲食店の創出及び本県的美食ブランドの確立、食を目的とした誘客の促進を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山梨県内の飲食店又は宿泊施設における料理部門その他調理に係る業務において、直近5年以内に連続して1年以上従事した経験のある料理人
- (2) 本事業の目的を踏まえ、本県の食の魅力の向上、食を目的とした誘客の促進及び本県的美食ブランドの確立に資する技術の習得に強い意欲を有し、その成果を県内に還元する意思を有する者
- (3) 本事業終了後、本県が行う美酒・美食関連事業に参画する意思のある者
- (4) 事業中及び本事業終了後に本事業の成果等を県広報媒体等で公表することができる者
- (5) 県が主催する報告会などで事業成果を公表することができる者
- (6) 本事業終了後、県内飲食店等に3年以上従事する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 県税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3) 山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する施設(これに類するものを含む。)に従事する者
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)である者、又はこれらと密接な関係を有し、若しくはこれらを利用し、若しくはこれらに資金等を供給し若しくは便宜を供与する等の関与をしていると認められる者その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者は、補助金の交付対象としない。

- 3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1 回限りとする。ただし、補助対象者は、別表に掲げる複数の補助事業について、同時に一括して申請することができるものとする。この場合、申請は1 回限りとし、追加申請又は後からの事業追加は認めない。なお、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の対象となる事業及び経費等)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率等は、別表に掲げるものとする。
- 2 この補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。
 - 3 この補助金の交付を申請する内容と同一の経費が国又は県の他の補助金（間接補助を含む。）の交付を受けている場合、この補助金の交付対象外とする。
 - 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めないものとする。

(補助金交付の申請、提出期限)

- 第4条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、当該補助対象者が実施しようとするすべての補助事業について、一括して行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

- 第5条 知事は、前条の規定により、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。
- 2 知事は、前項の決定を行う場合は、有識者等で構成する検討会の意見を聴取するものとする。
 - 3 前項の検討会の開催に関して必要な事項は別に定める。

(補助金の交付の条件)

- 第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の30%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様

式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を完了した日から起算して3箇月(災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができない期間は、算入しない。)以内に県内の飲食店等における業務(開業の準備を含む)を開始又は継続し、かつ、当該業務を開始した日の属する月から起算して3年(災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができない期間は、算入しない。次号において同じ。)以上従事すること。
- (5) 前号の規定に基づき県内飲食店等における業務に従事することとされる3年の間、毎年、知事が別に定めるところにより、業務に従事していることを証明する書類を知事に提出すること。

(状況報告)

第7条 補助対象者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助対象者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(様式第5号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第9条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。
- 2 前条第2項の規定による年度に係る実績報告書の提出を受けた場合は、知事は、当該年度における補助事業の遂行状況及び補助対象経費の支出状況を確認するものとし、前項の規定による補助金の額の確定は行わないものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、第9条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、精算払いとして請求書(様式第7号)により補助金を交付するものと

する。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象者が、法令、本要綱、募集案内又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助対象者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助対象者が第6条第4号に規定する業務に従事しなくなり、かつ、継続の意思があると認められない場合

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(返還債務の免除等)

第12条 知事は、補助対象者が前条第1項第5号の規定に該当する際、当該補助対象者が業務従事の期間中に死亡又は心身の故障による業務従事ができなくなったときは、同条第2項で命じる補助金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

2 知事は、補助対象者が前項に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他やむを得ない事由により補助金を返還できなくなったとき、補助金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

3 知事は、補助対象者が災害、疾病、その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難であると認められるときは、その事由が継続する限りにおいて、補助金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(収益納付)

第13条 知事は、補助対象者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助対象者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を山梨県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

第15条 補助対象者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 前条第1項に規定する取得財産等がある場合は、その財産処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月24日から施行する。

別 表 （第 3 条関係）

補助事業	
補助事業は次に掲げるものとし、補助対象者は複数の事業に取り組むことができる。ただし、申請は一度にまとめて行うものとし、交付決定後に事業の追加を行うことはできない。 補助対象期間は、交付決定日から当該年度の 3 月末日までとする。ただし、年度を跨ぐ継続的な事業については、あらかじめ承認を受けたものに限り、当該年度の翌年度の 3 月 3 1 日までを対象期間とする。	
事業Ⅰ	国内外研修支援事業
	国内外の先進的な取組を行っている飲食店等での研修や催事、セミナー等に参加し、自らの技術力向上につなげる取組
事業Ⅱ	コンクール等参加支援事業
	料理人としての技術力向上のため参加する国内外のコンクール参加に係る取組
事業Ⅲ	資格取得支援事業
	料理人としての技術力向上に資する資格取得に関する取組

補助対象経費		補助率	軽微な変更
旅費	居所又は事業所から補助事業受入先までの往復に要するもの及び研修中のプログラム等への参加に要するものであって、次に掲げるもの 一 鉄道賃 二 船賃 三 航空賃 四 宿泊料（上限については旅費法の定め に準じるものとする。） 五 旅行雑費	補助対象経費の 1 / 2 以内 （補助金の額は 7 5 万円を 上限とし、最低事業費を 1 0 万 円 と す る。）	1 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 3 0 % 以内を増減させる場合
需用費	一 消耗品費（教科書その他の教材又は道具の購入に要するもの） 二 食材費（自己訓練又は技術研修に使用したものに限る）		2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変
役 務	一 授業料及び入学金		

費	二 修学費 三 受講料、講座料その他の教育関連経費 四 入学のための試験に係る検定料及び 在学証明、成績証明その他学生又は生徒 の記録に係る証明に係る手数料及びこ れに類する手数料 五 研修費及びプログラム等参加費（その 参加に要する経費であって、旅費に相当 する経費を含む。）		更であって、 交付決定を 受けた補助 金の額の増 額を伴わな い場合
委 託 料	一 支援を行う事業者を支払う手数料及 びサービス提供料 二 その他委託料		
使 用 料 及び 賃 借 料	一 教科書その他の教材又は道具の使用 料及び賃借料 二 施設設備使用料及び賃借料		
負 担 金	研修先に支払う負担金		
その他知事が補助事業実施に必要と認める経費			

※旅費は、実費によりがたい場合は、山梨県職員旅費条例（昭和32年山梨県条例第56号）の例による。

※旅行雑費とは、海外空港諸税、空港使用料、旅券の交付手数料、査証手数料、予防接種料、出入国税、燃料サーチャージ、航空保険料、航空券取扱手数料等の経費をいう。

※その他の委託料とは、一部の業務（旅行の手配等）を委託により行った場合における経費であって、それ以外の各補助対象経費区分に相当する経費をいう。

※1件当たりの金額が千円未満であるものについては、補助対象経費としない。

※本補助金の対象となる経費は、交付決定通知書に記載された補助事業期間内に要した経費であり、支払が完了したものとする。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。